

表 彰 規 程

(趣旨)

- 1 PTA本来の目的・活動に即して優秀な実績をあげている個人または団体を表彰し、PTAの健全な育成発展に資することを目的とする。

(表彰の区分)

- 2 表彰の区分は次のとおりとする。
(1)市P表彰 (2)九P表彰 (3)日P表彰 (4)その他の表彰

(被表彰者)

- 3 被表彰者は個人または団体とする。個人とは単位 PTA 会員(過去に市PTA協議会の理事であった者を含む)及び児童・生徒を原則とし、団体とは小・中学校の単位PTAまたはこれにかわる団体をいう。

(表彰の方法)

- 4 表彰は表彰状の授与または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈与またはその他の待遇をすることができる。
- 5 表彰は原則として年次総会においてこれを行う。
- 6 被表彰者の決定は選考委員会において審議し、常任理事会がこれを行う。
- 7 選考委員会の委員は会長がこれを委嘱する。
- 8 個人の表彰は、次の事項に該当する者について行う。
(1)子どもの福祉増進に努力し、顕著な成果をあげ、会長及び学校長が推薦した者(任意申請)については表彰する。
(2)特に市Pに功績顕著な者については、特別に表彰することができる。
- 9 団体の表彰は次の二項の一に該当するものについて行う。
(1)会の組織・運営及び活動が優秀な団体であること。
(2)本協議会の研究委嘱を受け、成果をあげた団体であること。

(被表彰者の処遇)

- 10 被表彰者は本協議会表彰の席に招待し、その旅費を負担する。ただし、日P及び九Pの表彰者については別途定める。(別途定める:細則1の項、下部に記載)

(表彰者手続き)

- 11 個人または団体が表彰を希望する場合は、所定の申請書に必要な資料(表彰に参考となる資料)を添付し単位 PTA の会長または学校長が本協議会に申請しなければならない。
- 12 2の(2)(3)(4)の表彰区分については、常任理事会が選考し本協議会長が推薦する。

(善行表彰)

- 13 単位PTA会員及び児童・生徒、またはPTA会長理事が推薦するもので、次に掲げる事項について特に顕著な善行があった場合は、常任理事会の議を経て表彰することができる。(任意申請)
(1)障がい者・傷病者・老人・留守家庭の子ども等の世話 (2)地域環境の美化・浄化
(3)人命救助 (4)交通その他安全に関する指導及び活動 (5)その他

(適用)

- 14 この規程は昭和47年3月1日から適用する。
(1)この規程の一部を改正し、昭和50年3月1日から適用する。
(2)この規程の一部を改正し、昭和56年3月1日から適用する。
(3)この規程の一部を改正し、平成6年1月14日から適用する。
(4)この規程の一部を改正し、平成8年4月1日から適用する。
(5)この規程の一部を改正し、平成13年4月1日から適用する。
(6)この規程の一部を改正し、平成22年5月7日から適用する。
(7)この規程の一部を改正し、平成30年3月1日から適用する。